

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【35】」

2. 日時：令和4年4月13日(水) 17時50分～19時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山審査官、
岩野審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	家で残ってます。
0:00:08	すいません規制庁の岩野です。それでは、
0:00:12	大屋発電所 3 号機 4 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:22	それでは、
0:00:25	4 月の 12 日に提出された火災感知器の設計の整理表、これに基づいて幾つか確認をさせていただきたいと思います。
0:00:35	まず初めにですね、この表の全体的な話になるんですけども、
0:00:44	今関西電力の表ではですね、具体的なエリアっていうところが一番左端に来ていることからわかるように、そのエリア毎の設計になっていて、環境条件っていう欄。
0:00:58	列がありますけども、これは
0:01:02	そのエリアの全体の環境増減を指しているような形になっていると思います。それでそのエリアごとに、感知器の設計をしているっていう
0:01:15	考えのもと、設計をして、あと表に表してると思っています。で、以前ですね、我々の方から、
0:01:26	環境条件ごとに、表、環境条件の皮膚のう。
0:01:31	列をですね、一番左に持ってきて環境条件ごとに設置資料を作ってみてくださいっていうふうに伝えた趣旨はですね。
0:01:41	環境条件ごとっていうのはですね、エリアの環境条件というわけではなくて火災感知器 1 個 1 個の、その感知器が設置されている場所の環境条件、
0:01:52	それに合わせて、整理して、基本設計方針に直してみてもうかがってという趣旨でお伝えをしていました。
0:02:01	で、そこの違いはですね、高天井エリアみたいなところについては、一つのエリアが全部の環境条件になるので、一対一対応するんですけども、シンプル配管室のような、
0:02:13	狭隘な、
0:02:15	環境条件といつかね設置条件の場所と、あと、
0:02:22	シンプル配管室株みたいな、
0:02:25	天井面になっているところでは、環境条件が違いますので、別々の環境条件になるので、そういった複数の環境条件があるようなエリアについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	一対一の対応にはならず別の整理になると思うんですね。
0:02:39	なので、ちょっとそういったところで、表我々の認識投票にちょっと地表と いうか関西電力の認識の方にちょっと違いが出てきているというのが、 今ちょっとこちらで認識していることです。
0:02:53	ちょっとこの、環境条件ごとの、要は感知器 1 個 1 個の設置されてる場 所の環境条件ごとっていうところで、関西電力の方は、その点で、
0:03:05	理解はできませんでしょうか。
0:03:14	関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:03:18	環境条件について、今一番左のエリアごとに環境条件、一つというふう な書き方で、上の方整理してございますが、
0:03:29	今おっしゃっていただいてシンプル配管室であったり、新燃料と動向。
0:03:34	のエリアについては、同じエリアとしているところの中に環境条件が複 数含まれているということを認識してございますので、
0:03:44	それがしっかりとわかるように、整理表のほうの記載を見直させていただ きます。
0:03:53	はい、野々山です。ちょっとお待ちください。
0:05:02	はいすいません規制庁の米津お願いします。
0:05:05	社長。
0:05:07	そっち、どっちがいい。
0:05:12	はいすいませんお待たせしました規制庁の今野です。
0:05:15	今の、とりあえずご理解はいただく考え方についてはご理解いただいた 上で、ちょっと具体的にちょっとまず直していただきたいのは環境条件つ て書いてあるところは、
0:05:26	今エリアっていうふうな、
0:05:30	記載になっているので、例えば一番上のところたく天井高さ、すいませ ん。
0:05:37	オペフロのところとかですと天井高さが床面から 20 メートル以上のエリ アって書いてあるところですね。このエリアは
0:05:45	場合であるだとかっていうその環境条件に適した書きぶりに直してい ただきたいってところがまず一つです。
0:05:54	その上でですね、
0:05:57	じゃあ、ちょっとぐほんとに共通認識取れてるかっていうところを確認す るにあたって具体的にこのエリアだったら、どういうパターン、環境条件 に分かれてどういう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:09	実際になるのかっていうところを、具体例を挙げて、ちょっと確認をした いんですけど、シンプル配管室のところをお願いします。
0:06:20	このシンプル配管室については、すみませんちょっとまず、関西電力の 方で、このシンプル配管室についてはどういう環境条件があるかってい うふうに、
0:06:31	あるというふうに認識されてるかっていうところを、回答していただい てもよろしいでしょうか。
0:06:39	関西電力よさですけども、前回のヒアリングで、環境条件と消防法施行 規則通りに設置できないという、これを対にするようにと。
0:06:50	いうコメントをいただいてまして、それに基づいて整理表を修正しており ます。ちょっと正式に
0:07:00	提出できてない部分もあるかと思うんですけども、現状の最新版につい て、画面共有しながらですね、
0:07:10	こちらの考え説明させていただきたいと思いますが、
0:07:14	いいでしょうか。
0:07:16	サイトウの今野です。よろしくお願いします。
0:07:37	関西電力熊倉です。画面共有しているのですが、こちら確認できますで しょうか。
0:07:51	規制庁の岩根です。すみません。もう少し拡大できますでしょうか。
0:08:06	はい。関西電力熊倉です。拡大しましたのでこちらで文字の方は確認で きますでしょうか。はい。規制庁の岩野です。確認できます。
0:08:17	ありがとうございます。それではすみません説明の方よろしく願いま す。
0:08:25	一般債燃料原子力事業本部、熊倉です。
0:08:28	炉内計装用シンプル配管室ですけども、今までを、
0:08:34	一つのエリアとして、ご説明させていただきましたが、その中でも、入口 部分と、立坑及び傾斜の部分、
0:08:44	あとシンプル配管室の下部の部分、この大きく分けて三つの環境条件 があるというふうに考えてございます。
0:08:54	そ、それを、環境条件のところ書き分けるということで、今現状の記載 としてお示し、今画面でお示しているような記載を検討してございま す。
0:09:10	規制庁のようですよちょっと確認しますので一つお待ちください。
0:09:25	あ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	規制庁ニシウチですけど、ちょっとすいません画面外につけちゃってるので、ちょっとまず表の見方だけ合わせたいんですけど、今、青字で入口部分、立坑傾斜の部分Kase株とか書いてもらってる列あるじゃないですか。
0:09:43	この列のこの右側の狭隘かつと書いてるところあるじゃないですかこのやつが具体的な環境条件って思えばいいんですかねまず。
0:09:53	はい、関西電力熊倉です。ご認識の通りでして、二つ、先ほどのこのはいはいはい。
0:10:01	この部分、
0:10:04	書いてあるところと、その右の、こういった、
0:10:09	のところですよっていう説明がございましてその二つ合わせて、環境条件というふうにしてございます。
0:10:17	規制庁西内ですまず見方は理解できましたので、二つ合わせる必要があるかはちょっと疑問ですけど、単純に環境条件として
0:10:29	シングル配管室に関してはその右側の列だけが環境条件っていうことかなって思いましたけど、
0:10:36	ちょっとそこは最後の説明の段階でまた確認できればと思いますけど、ちょっと後は、単純に見方ですけどこれもバーの部分は、これは消防法施行規則通りっていうことですか。消防法施行規則とか火災防護審査基準の②の通りって言い方なのかな。ここに関しては消防法施行規則通りと同義だと思いますけど、そういう理解でいいんですけど。
0:11:02	関西電力、吉田ですけども、入口部分と、立坑傾斜の部分株、これは消防法施行規則に基づくように、
0:11:13	張出分離された感知区域にはなっていないので、厳密に言うと、障防法機基礎施行規則通りではないと。
0:11:23	いう整理になります。ただ、もし張りがあつたとしたら、消防法施行規則通りの設置をしているという、そういうふうに考えております。
0:11:38	規制庁西内です。
0:11:42	ちょっと聞いていて、やっぱり何かスタートの前提条件なんか認識にそこがありそうだなあとちょっと感じました。
0:11:50	ちょっとお待ちいただいてもいいですか。
0:15:51	すいません規制庁の今田ですお待たせしました。たとえ、まずですね、今おニシウチから確認させていただいた、例えばアナログ式の熱感知器の下部とか入口部分っていうところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:04	消防法施行規則通りの設置は、できていないってということで、バーって いうふうになっていると、そういうような説明だったんですけど、ちょっと すいません。
0:16:16	この点についてはですね、こちらもちよつと2、私の方もちよつと認識が 違ったところがあって、
0:16:24	ちょっと訂正したいんですけども、
0:16:28	こちらの火災の専門、火災か材質の法解釈の専門のところに確認した ところですね、
0:16:39	あくまで、今ちよつとすいません消防法施行規則の23条4項って、お手 元にありますでしょうか。
0:16:48	ちょっとそれを見ていただきながら、お話をした方がいいと思うんですけ ども。
0:16:56	関西の原子力事業本部です。用意しますので少々お待ちください。はい。 すいません。お願いします。
0:17:39	関西電力原子力製造本部です。
0:17:42	23条4項のところ、
0:17:44	用意ができましたのでよろしくお願いします。
0:17:49	はい、規制庁の今田ですありがとうございます。23条4項の、
0:17:53	3、4項の3号のところですね作動式スポット型とか低温式スポット型ま たは保証式スポット型の
0:18:03	とかですねその他の感知器のところを見ていただきたいんですけど、
0:18:09	3号の口のところです。
0:18:17	すいません、熱感知器とかの設置方法のところなんですけど、
0:18:24	この間、炉のところでは、感知器はっていうところで感知器が主語に書 いてあってですね。
0:18:32	3、2行目の3行目のところからでいうと、感知器はあってちよつとちよつ と飛ばしてですね3行目のところで、次の表に定める床面積につき、
0:18:45	1個以上の個数を設置するように、設けることっていうふうなのが規定さ れていて、
0:18:54	カンセキ管監事区域ごとに感知区域、一体として見るわけではなくてあ くまで感知器が主語になっていて、
0:19:04	感知器を、下の表に定められた。
0:19:09	床面関井につき1、1個以上置くってことだけが定められているの で、仮にそこに梁がなかったりして区画化されていなかったとしても、
0:19:21	その床面積につき1個以上置いてあれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	それは消防法施行規則通りの設置になると。
0:19:29	そういうふうな方の会、消防法施行規則の解釈に、そういうふうを読むというふうに、こちらの方では、加西市の方に確認しまして、
0:19:41	そうすると、こちらの認識としては株であるだとか入口部分というのは、面積割で消防法施行規則と同じ。
0:19:50	設置になっているのであれば、消防法施行規則通りの設置に変わるのかなと思っています。これについて関西電力の方で、
0:20:01	いや、別の、その法律の読み方を、
0:20:05	しているようであるかどうかというところをまず確認してもよろしいでしょうか。
0:20:17	関西電力よさでございませう。今岩野様がおっしゃったように、完治間いの個数でいうと、面積、網羅的に、
0:20:28	カバーしているというところで、以前の審査会合でも、このエリアについては消防法施行規則通りと、というような記載もしておりました。
0:20:41	そのあとですね入口部分立坑傾斜の部分株というふうに分割したときに、それぞれに対応する感知器がついているかどうかと。
0:20:54	いう視点で見たときに、立て坑傾斜の部分、これカバーできていないんじゃないかというところで、保安水準というふうにしてるんですけども、
0:21:07	ここについては、ちょっと我々も消防工の専門家じゃないのですね、消防法施行規則通りと言っていいのかどうなのかと。
0:21:18	いうところ悩ましいところでしたんで、今は保安水準というふうにしてるところでございませう。
0:21:48	規制庁の今野です。一つお待ちください。
0:25:46	規制庁西内ですけど。
0:25:49	衛藤。
0:25:50	今野ヨシザワさんおっしゃられた発言の中で、まず最初の審査会合の方で、の戸数割り、
0:25:58	の考え方に照らして、シンプル配管室の総面積を、床面積で割ったときの最低戸数があるよねと、その戸数を満足してるから
0:26:08	消防法施行規則通りだよねっていう何かそういう話がちょっとあったように聞こえたんですけど。
0:26:14	まずその部分から、
0:26:16	話をしたいんですけど、まずもって多分その解釈が、
0:26:22	やん端的に言うと誤りではないかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:26	いわゆる消防法施行規則の 23 条の 4 項の部分の条文読んでいただければ、書いてある通りだと思えるんですけども、これうちの葛西津野で一応担当にも確認した結果ですけども、
0:26:37	の感知器は、
0:26:40	ちょっとお待ちくださいねすみません。
0:26:46	今ちなみにすみません消防法施行規則ってお手元にあるんですよねすみません。ごめんなさい。はい。23 条の 3。
0:26:57	場合参考第 4 項の第 3 号の 6 項ですね。はい。
0:27:03	の部分なんですけど、
0:27:04	感知器は、
0:27:06	テーマで主語で始まりますよね。
0:27:09	これだから、1 のアルカーつの感知器の話であって、感知器は、感知区域ごとに、
0:27:18	この以下の表で定める床面積につき 1 個以上の感知器を、個数を設置する。
0:27:24	という要求ですよ。これは、
0:27:27	なので、別にその全体面積に照らして必要個数があればいいんじゃないかと、感知器を床面積ごとに置いてかなきゃいけないんですよ。
0:27:37	という要求だと思っていて、だからおおよそ個数で、
0:27:43	3 号、第 4 項第 3、第 4 項、第 3 号の口に適合しているっていうことはまずないと思っていますと。
0:27:52	ていうのがまず今この話のちょっとスタート地点としてまずここをご理解をいただきたい。これは一応加西市の担当の方にも確認した内容ですけども、
0:28:02	今吉田さんの火災の専門家でないのって発言があったと思いますけど、まずこの読み方はこういう解釈でっていうのは、そちらの方でも
0:28:10	地元消防とかの連携されていると思いますし、そういった方、
0:28:17	消防設備とかの方にもちょっと確認をしてもらって、しっかりそこをまずお互いちゃんと共通理解をとるところがスタートなのではないかとちょっとまず話を、ちょっと先ほどの安田さんのご回答を聞いていてちょっと思いましたと。
0:28:28	いうところがまず第 1、まず一つです。
0:28:32	で、ちょっとまずこれ踏まえて、今後具体的な話をちょっとしていきたいんですけどまずここまでで、
0:28:39	理解できない部分ありますか。私が言ってることで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	関西電力桂でございます。今野ニシウチ様の発言。
0:28:54	末おっしゃる通りだと思ってまして、必要なことついていても、床面積をカバーできていなかったら、意味がないと。
0:29:05	そういうことだと思ってまして、我々もそのように思っております。ですんで、傾斜の部分ですね、ここについては網羅できている感知器が、
0:29:17	設置できていないというふうにして、今は保安水準というふうと考えているところでございます。
0:29:29	はい。ちょっと具体的な傾斜の話に入りましたけど、考え方はまずご理解はある程度取れたかなと思うんですけど一応そちらのちゃんと消防設備士とかの方にも、解釈とかの話はちゃんと確認はしておくようにお願いします。
0:29:43	で、その上で
0:29:46	その上で、
0:29:48	あくまで、感知器 1 個ごとにこうやっておいてねというまず要求事項と照らした上です、照らした上で、
0:29:57	何で最初にエリアごとの環境条件じゃなくて何か要は環境上、
0:30:02	いわゆる環境条件として書いてねって言ったかという、結局この要求が、感知器一行単位にこう置いてねっていう要求なので、それができない時の環境条件も、その 1 個ごとに置く場所でのその 1 個ごとに置く時の環境条件で謳うべきですよ。
0:30:17	ていうちょっと考えがあって、こういう話に繋がっているというところまでご理解いただけますか。
0:30:27	要はエリア単位で間エリア単位での環境条件ではなくて、その 1 個 1 個の感知器を久場さんの環境条件として、話を整理すべきだよっていうところについてはご理解をいただけますと、
0:30:44	はい、関西電力吉澤でございます。
0:30:47	設置場所といいますかエリアの中でも、状況が異なる部分がある部分については、
0:30:58	その場所ごとに、環境条件を考慮すべきというところはこちらも理解しました。
0:31:13	んと。
0:31:14	ちょっとだけ何か、何かすれ違っているとか噛み合っていないなさそうだなとちょっと感じたところなんですけど。
0:31:21	今私が言ったのはまず、消防法施行規則の 6 項の話については、
0:31:30	一つの感知器を置く場合にこう置いてねという要求事項であると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	そこはもう今日アグリだと思んですけど、その上で環境条件っていうのは何を書くんだったけっていうと、
0:31:43	その感知器がそう置けない場合の環境条件でどういう環境条件があるだったけっていうのは今列記、整理いただいているものと思っておりますけど、そこはまず大丈夫ですかね。
0:32:02	関西電力よさでございませう。今整理表を作成しているのは、そういう認識で作っているつもりでございませう。
0:32:14	西内です。ありがとうございますで、その認識で立ち返ると、今までエリア単位での環境条件っていうような整理になっていましたけど、それだと、まず、
0:32:27	ちゃんと正しく表現できれば大丈夫かもしれないですけど、まだストレートな整理ではないよねっていうところはなんとなく共通理解とれますかね。
0:32:35	エリア単位で環境条件をまとめる理由がないっていうところなんですけど、要は、感知器 1 個ごとに置くんではようっていうところの話なんですけど。
0:32:51	関西電力遊佐でございませう。その点については理解しました。
0:32:57	ただそのエリアに対して感知器ごとに環境条件と、
0:33:03	いうところをどのように表現するかというところは、ちょっと我々も今最適な方法が見いだせてないという状況でございませう。
0:33:18	ごめんなさいちょっと今若干僕聞き逃したかもしれないですけど、エリアごとの環境条件って言いますと、今、
0:33:27	エリアの中の真ん中に設置するか、感知器ごとの環境条件、はい。これに表現するかというところ。
0:33:38	が、見いだせてないと。
0:33:41	いうところではございませう。はい。
0:33:44	規制庁西内です。まさにそれをこれからちょっと埋めていければいいのかなあと、まずちょっとスタート地点はお互いあったのかなと思うんですけど、じゃそれ含めてちょっと、このある衛藤シンプル配管室の、
0:33:57	アナログ式の熱感知機能部分。
0:34:01	行、ちょっと具体的な何かイメージが合ってるか、違うのかって言うのをちょっと確認していきたいんですけど。
0:34:08	一番わかりやすい軟骨建て後継者の部分については、
0:34:13	傾斜量がちょっとこれに該当するかちょっと 1 回、立坑部分にちょっと限って言うと、
0:34:20	狹隘かつ干渉物には設置ができないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:25	そういう環境条件なので、十分な保安署に適用しますでここはもう明確ですよ。
0:34:31	で、下部の部分については、
0:34:35	この部分についてはちょっと今実際に、そういう状況になってるかっていうところでそこは事実確認取りきれてない部分があるので誤りがあればまた言っただけだと思っただけなんですけど。
0:34:46	下部の平たんな天井面の部分。
0:34:49	については、消防法施行規則の面積で定める床面積につき、1個1個その面積ごとに置いている。
0:34:58	ですよ。
0:35:00	だから、ここは消防法施行規則通り、
0:35:03	なので特段の環境条件はなくて、基本通りおきます。
0:35:07	ていうだけではないかなと思ったんですけど。
0:35:12	ちょっと入口部分1回除きますけどその二つについては何かちょっと認識ずれてその部分ありますか。
0:35:29	関西電力の佐田でございます。消防法でいう感知区域というものを、こちらは感知2区画であるとか、それをまとめたエリアと、
0:35:41	いう、そういった保証で換地設計整理してきてるんですけども、その中で、細分化、
0:35:52	して、換地区域の中でも細分化して、ここは消防法施行規則通りここは、
0:36:00	それ通りではないと、そそういう整理はしてないんです。
0:36:10	規制庁西内ですまじくないことは理解しました。で、
0:36:18	それを、
0:36:20	するべきというか、この消防法施行規則の設置方法ってあくまで感知器単位での話でしかないの、そう置いていくんでしょということではないんで、
0:36:32	感知区域ごとに設計してますっていうのは、例えばその感知区域ごとに設計しないと、結局その
0:36:40	感知区域が例えば繋がっている場合とあって、ただその床面積とあってどういうふうに計上していくのって話とかになるじゃないですか。だからその区切りは別に換地区域ごとで消防法施行規則の通りでいいと思っただけですよ。
0:36:52	何か別に換地区域ごとに、設計していくっていうところを否定するものではないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	ただ、換地区域の中でじゃあどうやっておいていこうかっていう時には、消防法施行規則通りおける、要は床面積に対して、適切な取付面高さとかで置けるものがあればそれはまた置いていく。
0:37:11	で、それ通り置けない環境条件があれば、
0:37:15	十分な保安水準をどう適用して換地設計するかっていうのを考えていってそういう流れじゃないんですけど。
0:37:21	頭をちょっとと理解してたんですけど。
0:37:23	何か認識にそこがありそうであれば、説明をお願いします。
0:37:38	関西電力遊佐でございます。ちょっと保安水準の適用であるとか消防法施行規則通りというところをどの単位で適用するかと。
0:37:49	いう花強いかと思えますけども、我々としては、このエリアというものの、ものに対して、
0:38:01	保安水準なのか、消防法施行規則通りなのかと、そういう整理を今まで生きてきたわけですけども、もっと細分化すべきということでしょうか。
0:38:15	規制庁西内ですけど、結論から言うと、別に適合性が正しく説明できるのであれば単位の説明性は問わないんですけど、ちょっと
0:38:28	少しお待ちいただいていいですか。
0:38:30	少しお待ちいただいていいですか。
0:39:53	ニシウチですけど、すいません改めて結論でいうと別に説明性は何でもいいです。で、
0:40:00	ただ、
0:40:03	今のエリア単位での
0:40:08	十分な法律にどう適用するか、っていう話をしようとした時にですね、例えば今まさに話をしたシンプルの熱、
0:40:17	の部分。
0:40:19	結局あるかちょっとちょっと待ってください。
0:40:22	ちょっとだけ待ってもらっていいですかすいません。
0:40:40	すいません規制庁の西内ですけど。
0:40:42	衛藤。
0:40:44	結局これエリア単位で、今吉田さんの方からは、そういう設計をしていますって話がありましたけど、
0:40:52	最終的にそれを基本設計方針とかにどう表していこうかっていうことを考えたときにですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:59	この熱感知器と煙感知器のエリア単位を表していこうと思うと、熱の方に関しては結局狭隘だけかもしれないですけど、例えば下段の煙感知器の方に関しては、
0:41:10	これ二つの環境条件が混在してるエリアなわけですよ。
0:41:15	なので、エリア単位で確認をしていくかの記載を書き起こそうと思うと、どうしてもだんだん細かくしかも複雑になっていく。
0:41:26	とまず思っていますと。
0:41:28	それを逆に環境条件ごとに細分化して、整理をしっかりと、最終的に柿原層となれば環境条件でグルーピングができると思っているんですよ。
0:41:39	そうすれば、
0:41:40	すごく、基本設計方針とか説明の仕方の際にも、すごく最終的にはシンプルなものになるのではないかと。
0:41:46	と、ちょっとまだイメージは持っていて、
0:41:49	その上で、最終的にどちらをどう選択してどう説明したいかっていう話だと思えます。
0:41:58	なので、最初に申し結論として言いましたけど、どちらで説明しても、
0:42:04	正しく
0:42:07	火災防護審査基準通りに設置できない理由、そういう環境条件っていうのが網羅的にまずカバーができていて、抑えられていることでそこに対しての感知器の設置方法っていうのが明確になっていること。
0:42:20	ていうのが条件最低条件であって、それを達成できるのであれば、どんなやり方でも構わないんですけど、
0:42:26	繰り返しますけど環境条件単位で整理をしていた方が、最終的にはシンプルにグルーピングできるのではないかと。
0:42:34	エリア単位でグルーピングしようと思うとどうしてもこの行、この今の表がそのまま多分項目として書き起こされ、柿原をされていくと思うんですよ。ていうちょっとイメージを持っていて、
0:42:43	エリア単位であらわす必要がどれくらいありますかというところはちょっとまだ私は今疑問に思っています。
0:42:50	というところでございます。
0:42:54	いかがでしょうか。
0:43:04	関西電力の志田でございます。
0:43:06	エリアごとに整理するか環境条件に応じた整理するかというところの気概かと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:17	どっちにしても、エリアごとに整理するにしても、同じような環境条件が複数のエリアに
0:43:28	ある場合には、それは一つのグループとみなして同じ設計になると思うんですけども、環境条件をグルーピングした方がいいと。
0:43:39	そういうご示唆でございましょうか。
0:43:46	まず、今吉田さんが言った、
0:43:49	エリアごとに同じような環境条件があればグルーピングできるって言うておっしゃったと思うんですけど、実際今の表の整理上で、各具体的なエリアとして左側に挙げてる単位あると思いますけど、
0:44:01	何かグルーピングできるところ、
0:44:03	てありましたっけ。
0:44:10	また加点くらいはあるかもしれないんですけど、おおよそないと思っていますけど。
0:44:19	関西電力よさでございませう。実際天井高さ以外はもうないかなというふうに、こちらも考えています。規制庁西内ですそうですね。で、一方で、
0:44:31	まさに今画面に映してもらっている環境条件ごとの整理、設置する時の環境条件ごとの整理、
0:44:37	エリア単位じゃなくて、
0:44:39	で考えればまさに今日は糸川グルーピングできますよね。
0:44:44	放射線についてはこの上にシンプル配管じゃないやバルブ室とかがあったと思いますけどそういうところもグルーピングできますよね。そういう話かなと思っています。
0:45:10	割り込みましてすいません関西電力原子力事業本部からウシジマでございませう。今のやりとりいただいとところ私なりに理解しましたのは、一番左にあるシンプル配管室というエリア名称であるとか、
0:45:25	それを分割した入口部分とか立坑部分下部といった細分化のエリアの説明というところにはとらわれずに、その右っ側に書いてある、狭隘かつ干渉部で、足場の設置ができずとか、
0:45:41	この設置できないところですね、理由、ここは環境条件の裏返しになつてるので、ここをグルーピングのヘッダーというか、他の着眼点にして、それぞれ括ってしまえばいいんじゃないかとそこに、
0:45:57	エリアというところを頭にせず、放射線量が高い場所だった放射線量が高い場所、狭隘で足場が設置できるつけられないところであれば、
0:46:08	そういった理由というところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:11	ヘッダーとした、グルーピングということをおっしゃってるのかなと、そのような理解をいたしました。
0:46:18	豊田さんちょっとすみません、今の私の方が、また誤った解釈になってればちょっと訂正いただいて結構です。
0:46:26	関西電力の佐田でございます。今環境条件を頭と、
0:46:35	いうふうにして、整理していくというところについてはこちらとしても、高天井エリアであるとか、放射線量が高い場所を含むエリアと、
0:46:46	いうふうに、前段で整理した上で、各社を展開しているという認識ですけども、その
0:46:57	グルーピングについて、
0:47:00	例えば1の寄りつきができないエリアであるとか、何かグルーピングの仕方だが、
0:47:08	もうちょっと工夫がいるよと、そういうことでしょうかね。
0:47:24	規制庁西内ですけど。
0:47:27	ごめんなさい吉澤さんのすみませんちょっとお名前を失礼してしまったんですけど、吉田さんの前にご発言いただいた方がおっしゃっていたことはまず私が説明したいことでした。で、
0:47:39	吉田さんの最後の問いだけちょっとよく理解できなくてごめんなさい。
0:47:44	今日は
0:47:46	の部分の、この説明を工夫する必要があるっていうのは何か。
0:47:52	どう、どういうことですかね。
0:47:56	工夫する必要がある。
0:47:59	すみません。
0:48:00	関西電力吉田です。この李前段でもうグルーピング実際にまして、高天井エリアであるとか、
0:48:11	放射線量が高い場所を含むエリアであるとか、そういったグルーピングはしてるんですけども、そこに、
0:48:20	感知器を設置できないに場所として、
0:48:26	人の寄りつきができないエリアとか、そういった新たな
0:48:34	カテゴリーがある、いるのかなと。そういった工夫があるのかなと、そういう発言でした。
0:49:32	あ、ちょっとごめんなさいな、あんまりちょっとすみません私の理解が追いついてなくて申し訳ないんですけど、ちょっと1個ずつ、淡々1個ずつちょっと短めにやりとりしたいんですけど。
0:49:42	今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	今日は一括か、5歳アナログ式の熱と煙のところが両方で立てた後継者の部分って書いてあって、狭隘かつ干渉物により足場の設置ができず人の行き来ができないって書いてるじゃないですか。
0:49:56	で、今吉田さんがおっしゃられたのは、この前段で何か放射線とかの何か別のグルーピングをしている。
0:50:04	そういう話でした。
0:50:08	関西電力吉田でございます。このシンプル配管室でいうと、放射線量が高い場所を含むエリアという、そのエリアの中の、
0:50:19	一つの場所として整理してまして、なかー。
0:50:25	で、こういう設計をしていくという、そういう今整理をしているところでございます。おっしゃりたい部分は理解できました。ちょっとごめんなさいこの画面共有して、操作されてる方、ちょっとすいません左側に
0:50:40	操作をずらしていただきたいんですけどセルを、
0:50:44	1制度多分左abセルを列を移していただきたいんですけど、補レベルではないのか、いや、
0:50:51	そややっぱりこうやってみると、
0:50:53	Aビルって今何かありましたっけ。綾倉庫この話をしてた、このB列の話をしてたということです。吉田さんがおっしゃってるのは、
0:51:03	関西電力西田ですその通りでございます。理由理解できましたので、
0:51:09	その話でお答えすると、まずこのB列が不要だと思っているっていう回答になります。
0:51:16	要は今今回個別論区でいろいろとこれまで審査会合とかでも話をさせていただいて、なので一番左側まず個別のエリア、シンプル配管室とか、タンク室とかいろいろありますよねと。
0:51:27	そういうのが火災防護審査基準通り置きたくないことがわかったエリアですよねと。
0:51:31	そのエリアがはらんでいる環境条件で何なんだっていうのを整理していくイメージでした。
0:51:37	だから、今となってはB列っていうのがそもそも不要な条件なのかなという理解をしています。
0:51:54	関西電力押田でございます。
0:51:57	確かにこのB列っていうのが環境条件を代表するものとして設定していますけども、
0:52:08	実際に感知器を設置できない理由が、その条件にそぐわないという固陋になってますんで、確かにおっしゃる通り、このB列のグルーピングと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうのはちょっと意味がなくなってきたかなというふうに思っております。
0:52:37	うん。あ、すいません少しお待ちいただいてもいいですか。
0:55:45	規制庁西内です。ちょっとすみません私端的にいらないよねって話だけちょっと言いましたけど、趣旨だけもうちょっとね、丁寧に言いますけど、Bがいらぬ趣旨は、もともとBが代表的なグルーピングをしていたところですよと。
0:55:59	で、今まさに高い場所を含むエリアってなってますけど、さっき吉澤さん言っていた通り、まさにこの含むエリアってなってますけど、要は高い場所と、
0:56:10	それ以外の環境条件をはらんでいたエリアだったわけですよと。
0:56:14	で、それが今、F列に表現されてるんですよ。
0:56:18	今日は良いついていうところと、あとは放射線が高い場所、これ含むって書いてますけどこの高い場所だと思いますけど、一番下の赤字の部分ですね、煙の下部の部分ですけど、
0:56:30	あとはバーの部分っていう要はその複数の環境条件を含んでいた環境条件であると。
0:56:36	なのでそれが正しく表現できてない、B列は不要であって、それを正しく展開するとF列のようになった。だから、正しく展開できる今になったビジネスは不要だ。
0:56:47	ていうような流れで考えてますけど、それでご理解いただけたということでもよろしいですかね。何かちょっと認識にそごがあれば、ご説明お願いします。
0:56:57	関西電力業種課でございます。こちらはその理解、
0:57:03	いいんで、同じでございます。
0:57:06	はい。規制庁西内です。了解しましたなのでちょっとこれでまずやりたい古藤というか、
0:57:14	の、まず共通理解がえられたと申っていて、
0:57:17	衛藤。
0:57:19	このやり方がまず消防法施行規則の趣旨も踏まえると、一番素直なやり方だと思うんですよ。それ踏まえて、この、この条件をまず、この前提を共通認識を持った上で、
0:57:32	最後関西電力が、F列のグルーピングで、例えば基本設計方針書きたいのか、例えばあとは、例えばC列とか、
0:57:42	この具体的なエリア単位で書きたいのかとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:45	またやっぱりBSのその代表的なグルーピングっていうのをちゃんとFSのやつをまとめてBS順に情報として持ってきて、エリア単位で書きたいのか、いろいろ選択肢があると思いますけど、どれをどう使ってどう説明したいかっていうのはもちろん関西の設計方針が正しく表現したい。
0:58:02	関西としてどう書きたいかっていうのがまず一義的にあるものなので、それはしっかり関西電力の中でも検討いただいて、ちょっと次、今日この場で決めるものではないと思ってますのでまず一度ご検討をしっかりとりたいと思っています。
0:58:14	というところまではよろしいですか。
0:58:19	はい。関西電力吉田でございます。B列について削除をする、しないの話もあるかと思うんですけども、
0:58:30	これまでの資料を作成であるとか、基本設計方針もそうなんですけど、B列を基本として、各エリアごとの
0:58:42	設計を具体的にしていくというところで、作成した経緯もありますんで、まずはB列を、
0:58:54	基本としてその中に、どんなエリアがあって、各エリアに対して、どういった部分で、どのように感知器がつかれないかと。
0:59:05	いうところを示しながら、感知器設計を変えていくのかなというふうに考えているところでございます。
0:59:22	ちょっとお待ちください。
0:59:24	すいませんちょっとお待ちください。
1:02:01	ニシウチです。B列残したいっていう話は理解しました。で、先ほどの説明の中でも言いましたけどは甘いつてないか。すいません。我々
1:02:13	結局、何でこういう話してるかっていうと、この
1:02:17	まさに、消防法施行規則通りに置けない環境条件で何があるんだっていうのをちゃんと押さえない。
1:02:22	手が抑えないといけないと思っているので、こういう話をしていると。なので我々として今重要だと思っているのは、F列がしっかり確認ができればいいと思っているので、
1:02:32	B列のグルーピングの名称とか、どういうふうにグルーピングするかは、ちゃんとそのF列の環境、FHで注視されている具体的な環境条件と、その整合がついてさえいれば別に資料として問題ないのかなと思いますので、そこはしっかり関西電力の方で書いていただいて、
1:02:46	我々として今日お願いをしたいのは、フレッツの環境条件、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:51	具体的に火災感知器を設置する時の環境条件ですねエリア単位でなく、
1:02:56	ていうところをしっかりと固めるしっかりと抽出して、資料化してもらっていうところをまずお願いをしっかりとお願いしたい部分だと考えていますが、そこはよろしいでしょうか。
1:03:05	ご理解いただけますか。
1:03:09	はい。改善力吉田でございます。消防法施行規則通りに感知器を受けないというところのパターン化が必要と。
1:03:19	いうところで認識しました。ちょっとそういったパターンを整理しまして、各エリアで、どのパターンが、そこにあるかと。
1:03:30	いうところについても整理させていただきたいと思います。
1:04:05	規制庁西内です。まずよろしくお願ひしますで、その上で、ちょっと現段階においてはこのFSの精査っていうのも関西電力の方ではまだ途中の段階だと思いますので、今日ここで結論づけるようなことは何もない事実確認の範疇。
1:04:19	あくまで事実確認範囲でしかないのはもちろんなんですけど、1個だけちょっと例示でちょっと確認をしたいんですけど、
1:04:26	あれですかね、どうしようかなアナログ式の、この支部映していただいているシンプル配管室のログ式の煙の方でちょっと言うと、
1:04:37	一番下の塚ブーなんですけど、
1:04:41	ここって放射線が放射線量が高い場所を含むってなってますけど、
1:04:46	この株はもうすべて放射線量が高い場所で要は被ばく上引っかかってしまう法令で引っかかってしまう。
1:04:52	そういう環境条件だと要は含むではないと思ってるんですけど、
1:05:00	関西電力吉田でございます。おっしゃる通り、含むではなくて、放射線量が高い場所になります。
1:05:08	はい。そこら辺のちょっと菅清さんはまた改めてちょっとそちらの方でも確認いただいてちゃんと弘田正しく表現はいただくようお願いいたします。
1:05:19	ちょっとお待ちいただいてもいいですか。
1:05:30	規制庁西内です。続けてその上の建屋の立坑車両部分ですけど、
1:05:35	立坑部分については、下記載いただいている理由、人の寄りつきができないっていうところはこれまでの事実関係の中でも、我々の方でもある程度確認ができていのかと思いますけど、
1:05:46	一方で、傾斜の部分についてもこれは明確に説明いただいてましたっけこういう理由ですよっていうところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:56	関西電力吉田でございます。立坑時計シャローっていうのは定規スイモンとみなしてまして立坑に設置する感知器は軽車両の床目。
1:06:08	傾斜部分ですけども、それを監視するためというふうに考えています。その立坑の天井面に設置することができないんで、
1:06:19	傾斜の部分もセットで監視できないと、そういう整理かと思ってます。
1:06:34	規制庁のような、規制庁のようなですねちょっとお待ちください。
1:08:14	規制庁西内です。今、吉沢さんおっしゃっていただいた部分ですけど、
1:08:19	ちょっと今日我々の火災数もちょっと同席していないので、今おっしゃっていただいた話が、火災とか消防法の解釈解釈上正しいのかどうかっていうのがちょっと私も今理解できない部分もあるので、
1:08:32	ちょっと我々も確認はこちらでもしておきますけども、そちらの方でもちょっと今の解釈が前提にあるのでいいのかと。
1:08:39	その上で、まとめて非常に寄りつきができなくて建屋の部分に設置できないから、そういう環境条件なんだっていう説明をしたいのか、ちょっと前提のまず話はそちらの方でも消防設備士の方とかに確認をいただいた上で、
1:08:52	ちょっと次回以降ちゃんとその部分の説明をとして、していただくようお願いをしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
1:09:01	はい。関西電力吉田でございます。承知いたしました。
1:09:06	はい。よろしく申し上げます。で、最後煙のこの入口部分ですけど、これ入口部分については、ちゃんと床面積ごとに置いている、要は消防法施行規則の置き方にならって置いている。だから消防法施行規則通りだ、そういう理解ですかね。
1:09:25	はい。関西電力吉田でございます。その理解でございます。また先ほど申したように、ちょっとあの部分を、
1:09:36	針等で分離されていないというところがあるんで、その部分だけ、消防法施行規則通りと言っているのか悪いのかと。
1:09:47	いうところは、
1:09:49	ちょっと悩んでいるところでございます。
1:10:01	はい。西内です。今悩んでいるといった部分を含めてそちらではまず確認をいただいてそ、その状況がわかるようにちょっと資料からお願いしたいと思っております例えばの床面積に照らして、
1:10:13	置いているのであればその状況がわかるような図面というか、何か配置状況がわかるものがないと、これは我々の確認はできないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:21	とりあえず今の現状をそういう理解で書いているっていう趣旨を理解をしたのでちょっとそれをちゃんと時価以降、次回ですかね、の四角にできるものとしてお示しをいただければと思います。
1:10:33	よろしいでしょうか。
1:10:39	はい。関西電力吉田でございます。今、バーというふうにはなっていない部分についても、具体的に、
1:10:49	聞かいいにして、状況がわかるようにしたいと。
1:10:56	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
1:10:59	今ちょっと例示で煙感知器の業に関してちょっと確認をさせていただきましたけども、同じようなことがアナログ式のこの熱、シングル配管の熱ですね。
1:11:09	そのようにも言えますし、あとはグレーチング面とか、その他の列についても同様にまず同様な視点で確認をいただいて、しっかりフレツツを固める。
1:11:19	この他のエリアについてはEとF列の合同かもしれないですけど少なくともシムラの形で言えばfsをしっかり固める、もれなく抽出いただく。
1:11:29	その状況が確認できるものを、次回各資料として出していただくということをお願いをしたいと思います。
1:11:38	ということでちょっと一つ例示で確認をしましたけど、もうここまでいかがでしょうかよろしいでしょうか。
1:11:47	はい。関西の黒田でございます。承知いたしました。フレツツについてきちっと整理させていただきます。
1:11:57	はい。よろしくお願いいたしますそれが今日のヒアリングでのまずお願い事項と、次回ヒアリングで我々確認したいと思ってる範疇です。で、最終的には、
1:12:07	その先の話ですよこれは、ちょっと1回を明確に言いますけどその先の話としてこの表を基本設計方針にどう落とす時にですね、B列の単位で落とすのか、FSの単位でグルーピングして落とすのかとか、そこら辺のやり方はいろいろあると思いますけど、
1:12:21	そこも最終的にはしっかりもれなく確認をできればいいと思っているのでそこはちょっと、また改めて関西電力の方でもゆくゆくちゃんと考えなきゃいけない事項だよということは認識をいただいて整理を引き続き進めていただきたいと思いますよろしくお願いいたします。
1:12:40	はい。関西電力吉田でございます承知いたしました。
1:13:11	はい、すいません規制庁のようなやつを渡しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:14	すいません。今のがちょっと一つ目の項目の話になります。こっからちょっとまた別の二つ目の項目の話に、
1:13:24	また別の話にちょっと移りたいんですけども、
1:13:27	えっとですね、今、この表には全くない、エリア、場所として、
1:13:34	復水ピットエリア等、
1:13:39	燃取汚水ピットエリアがあると思います。このエリアについては許可の単位、許可の際に、感知器を設置しない設計とすることで許可原発とかにも書いていると思います。
1:13:51	で、これについて 23 条の年炉規法の 23 条の 3 の 9 の、
1:14:00	ですね、今、いわゆる 1 号適合という許可整合の観点については、それで問題ないんですけども、一方でその 2 号の技術基準への適合っていう点で見たときに、
1:14:14	結局そこのエリアも、復水ピットエリアエリアなりも、結局は
1:14:22	建屋内の話なので、審査の対象になるので、そこについても、
1:14:31	一つの、そうですね、対象になると思っています。その上で、ただこちらとしてそのエリアに感知器を設置してくださいとか、水水面を監視してくださいということを言っているわけではなくてですね。
1:14:44	これはちょっと新しくちょっと何ていうんすかね、設計のプロセスが増えることになるかもしれないんですけど、
1:14:51	設置しなくても良い。
1:14:54	そういう環境条件っていうので、何か整理ができないかっていうところをちょっと検討していただきたいと。
1:15:02	で、ちょっとその検討をするにあたってですね、
1:15:06	これまで、
1:15:11	すいません。これまでの審査ではですね、
1:15:15	火災防護審査基準の改正を踏まえて、火災区域内の火災のリスクを一樣にとらえて、
1:15:23	この一樣にとらえてというのは運用管理とかで、火災が発生しないっていうようなことではなくって、どこでも火災が発生する可能性があるっていうそういうリスクがあるので、
1:15:34	そう、どこでも、どこで火災が発生したとしても設備対応で、感染性の設備を、火災を感知できるっていうそういうことができるようになっていうそういうバックフィットの、
1:15:44	改正の経緯とかを踏まえて、カツキ設計をしていただいたと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:49	ここの
1:15:52	ピットのエリアについても、
1:15:55	そういう
1:15:57	火災防護の重要な機器に対して、このエリアで火災が発生したとして
	も、
1:16:04	影響がないというような観点で、
1:16:10	ていうところの理屈がしっかり説明できるのであれば、設計として、ここ
	については、
1:16:16	火災感知器を設置しない
1:16:20	通さ設置しないというようなそういうような整理ができると思いますので、
	ここもピットエリアというところも、設計の俎上に入れていただいた上で、
	ちょっとそういうような理屈なり、整理なりができないかっていうところを、
1:16:33	検討していただきたいと。
1:16:35	いうところがこの、この話になります。
1:16:39	ちょっとまず概要をご説明したんですけれども、内容をご理解いただけますでしょうか。
1:16:48	関西電力ばっかです。
1:16:51	許可の方で実施しないというふうに宣言をしているところについて、
1:16:56	設置しなくても良い環境条件として、分類してこの表の中に記載すると、
	そういったことで、承知いたしました。
1:17:07	はい。規制庁の岩野です。そこも環境、そうですね。この表の中で言うところの
	フレツツって書いてあるところの環境条件の
1:17:18	でっていうところの、に着目して、どういう、
1:17:22	状態のバス、場所で場所で、どういう理屈で設置しなくても、火災防護
	上重要な機器に対して影響がないのかっていうところを理屈のところ
	でしっかり
1:17:33	説明の方をお願いします。
1:17:36	江藤所長お待ちください。
1:20:14	はい、すいません規制庁の今田です。すいませんちょっと私が、の方が
	ちょっと、
1:20:19	ちょっと限定し過ぎたああいうて期限でちょっとし過ぎてしまったような言
	い回しになってたところがあるので、ちょっと一括訂正をしたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:30	今この表の中に、同じように整理をするって言った時に、おそらくこの表で整理をすると、関係
1:20:38	この環境条件については十分な保安水準の②を満たすみたいなの、ストーリーになってしまうことに限定されてしまうような気がするんですけども、もし、その
1:20:51	今回のバックフィット等の数字を踏まえても、それでもオカなくてもいいっていうようなことが、相当の理由がせ、相当の理由がその理由がしっかり説明できるのであれば、
1:21:04	もっと上段のところの、十分な保安水準というところの手前のところでもしかしたら、別の整理するっていうこともあり得ると。
1:21:12	思いますので、そういったこともちょっと検討していただいて、理由のところ、置かなくてもいい理由のところっていうのはちょっと整理をしていただければと思います。
1:21:24	すいません関西電力の方がいかがでしょうか。
1:21:30	関西電力若菜です。
1:21:33	今の
1:21:36	今ご指摘いただいたところについて承知しました。屋外
1:21:40	の、この整理表なんですけれども、屋外のところ、こういうふうに個別に出して、ここは保安水準を適用するところではない。
1:21:50	ですけれども環境条件等を整理して、基本設計方針には記載をするっていうふうには考えてますので、それと同じように、
1:22:01	同じ整理ではないんですけれども同じように記載をできるように、ちょっとす。
1:22:07	環境条件の整理というのを進めていきたいと思います。
1:22:13	はい。規制庁の今野です。よろしくお願いします。
1:22:17	その上でですね、ちょっと前回使用済み燃料ピットエリアであったりだとか、
1:22:24	新燃料貯蔵庫エリアも水面のところがあると思うので含まれると思うんですけど、そういった2ヶ所のところの水面については、この感知器もしっかり23条4項の対象ではあるので、
1:22:38	す。
1:22:41	23条4項の対象ではないと整理して、設置しないってことはできませんよっていうのは前回ちょっとお伝え、前回か前々回ぐらいのヒアリングでお伝えしています。そこについても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:54	使用済み燃料ピットとか復水ピットであるとかね、両取扱用水ピットこの水面と、
1:23:01	おんなじ環境条件で、おんなじ理屈で整理ができるっていうことがしっかり示せるのであれば、そこの使用済み燃料ピットとか、
1:23:14	新燃料と同行エリアエリアのピットですね、そういったところについても同じ整理ができる。
1:23:20	方の可能性はありますのでちょっとそういったところも、
1:23:24	見据えた上で、そうですね。同じようにできるのであれば、そこについても同じように整理ができるかどうか検討ちょっとしていただきたいと思います。
1:23:34	ここについて関西電力の方、ご理解いただけますでしょうか。
1:23:49	関西電力吉田でございます。設置許可の方で、感知器を設置しないとしている箇所については
1:23:59	火災の発生、そのものの可能性が極めて低いであるとか、そういったことが理由になってますんで、そういった状況を、
1:24:09	きちっと整理して、記載させていただきたいと思います。その上で、他のエリアと同じように、もし火災が発生しても大丈夫なのかと。
1:24:22	いうところも、きちりと整理したいと思います。同じような類似箇所として、使用済燃料ピットであるとか、
1:24:32	そういった水面の部分は、これをどのように扱うかというのは、ちょっとこちらで検討させていただきます。
1:24:41	はい、規制庁のようなです。すいません。今ちょっと吉澤さんから言っていた前段の部分の、河成が発生する可能性が少ないっていうところも許可のところ、
1:24:51	述べていたのでそこも含めて説明したいと、そういうふうな発言だったやに思うんですけども、ちょっと私が最初のところですねちょっと長々としゃべってしまって、
1:25:03	言ったところではあるんですけど、これまでの火災防護審査基準の改正の経緯ではですね、火災区域内の火災のリスクっていうのを、一応にとらえるっていうところが
1:25:14	改正の一つのポイントで、貝瀬リスク火災のリスク以上にとらえるっていうのは、どこで火災が発生、蓮火災が発生しないとかっていう話じゃなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:24	どこで火災が発生しても、いいように、設備対応をするっていうところがこの改正経緯としてあると思っているので、その前段のその火災が発生する可能性は少ないっていうところ。
1:25:37	ではなくって、後段のその起こったとしてもしっかり対応
1:25:42	問題ないんですっていうところろくに、ちょっと注力して、説明をしていただきたいと思っています。何か改正ちょっとそうですね。こちらの認識とそちらの医師とちょっと、
1:25:55	間違っていたりとか、違う認識を持たれてた、いたりとかっていうところがあれば発言を、すいません回答お願いします。
1:26:05	感染力吉田でございます。設置許可で、感知器設置しないとしている箇所についても、火災が発生するリスクがあると。
1:26:18	いう前提で、どのような対応になるかというところ、これをしっかり整理するようにということで、承知いたしました。
1:26:29	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。
1:26:33	そうですねここについては、これについては私からは以上になります。
1:26:39	少々お待ちください。
1:28:33	はい、すいません規制庁の今野ですお待たせしました、
1:28:37	ちょっと使用済み燃料ピットエリアの使用済み燃料ピットですね、のところについてはちょっと我々で一部懸念しているところがあってちょっと懸念を先にお伝えしておこうと思うんですけども、
1:28:50	まず、
1:28:52	この江藤氏、
1:28:55	そうですねここについては使用済み燃料ピット自体が防護すべき設備としてあって、水新居使っているところについては
1:29:07	問題ないかもしれないですけど、水につかっていない、なんて言うんですかね。
1:29:13	ピットの側面の水に浸かっていない部分って言ったらちょっと伝わりますでしょうか。そういったところについては、もし仮に水面で火災が発生した場合は、
1:29:24	そういう縁のところ燃えるっていうんですかね、火災の影響を受けることがある。
1:29:30	かもしれないですよ。そういったところを含めても、
1:29:34	そういったところろ、そういった影響が、設備覚えSFPを防護するっていう上で、問題になるのかならないのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:44	問題になった問題になるのかならないのかっていうところをちょっと、我々懸念に思っているので、そういったところもちょっと留意していただいて説明をお願いします。
1:29:56	すいませんこの点について関西電力のいかがでしょうか。
1:30:01	関西電力吉田でございます。
1:30:04	使用済み燃料ピットについては、復水ピットであるとか、三野鳥飼ピットと違って、設置許可で感知器を設置しないと。
1:30:14	対象に入れておりませんので、こちらとしては水面含めて、監視対象というふうに考えて今は設計をしているところでございます。
1:30:26	先ほどのようにするか検討すると言いましたけども、監視対象として、今後も考えていきたいと思っております。
1:30:46	はい。規制庁の今野です。関西電力の設計、今、やろうとしている設計なり説明っていうところ水面についての説明ですね、についてはこちらとしては承知いたしました。
1:30:59	少々お待ちください。
1:34:24	はい。規制庁の岩野です。お待たせしました。
1:34:27	今までこれまでに、今日お伝えしたことで、我々としてはこの整理表を整理する上で、確認しなきゃいけないものはすべてだと思っています。
1:34:39	具体的に言うと、当間行と行の項目と、あと列の項目ですね。
1:34:46	それらについては項目について、項目、そういう構成っていうんですかね、項目の構成になっているっていうところについては、我々確認できたと思っていて、
1:34:56	確認がほぼ終わったと思っていて、それについてはすべて、こちらの懸念点は出し切ったと思っています。あとは、それぞれのこれ欄の中に書いてあることが、
1:35:09	正しく書かれているかであるとか、
1:35:12	ていうところを今後しっかり確認をしていきたいと思っています。
1:35:16	ていうところがまず一つと、その上でですね、
1:35:20	この表をまず完成させることに注力していただきたいんですけども、加来様、格納容器内、
1:35:27	について優先してやって欲しいということは以前から関西電路からお聞きしてまして、そういうことであればまず格納容器内のところについてこの表の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:39	一部で、この表の一部の格納容器内のところが、まずできたら出していただいでそこをそれを先行して確認するっていう、そういう方法もありますので、
1:35:49	まず格納容器内のこの表の部分だけ確認して欲しいと、そういうことであれば
1:35:55	それができたタイミングでまた資料の提出をお願いします。
1:35:59	関西電力におかれては、進め方、今この表、その整理表というところでの進め方について説明したんですけども、ちょっと後、ご理解いただけますでしょうか。
1:36:16	関西電力熊倉です。
1:36:19	整理表の記載の修正ということで、本日、
1:36:25	環境条件、主に環境条件ですけれども、ご指摘いただいたところについては、しっかり記載を書き分けて、共通の認識を持てるように、
1:36:35	早期に提出させていただきたいと思います。
1:36:39	原子炉格納容器内の整理について、先に出すのか、それとも
1:36:47	すべてまとめて早期に出すのか、ちょっとそこについては、しっかりと記載を修正した上で検討して提出させていただきたいと思います。
1:36:58	はい。規制庁の岩根です。そうしましたそれではそのようにお願いします。
1:38:59	はい。規制庁の今野です。お待たせしました。すいません。二つ目の項目ですね、については以上になります。
1:39:06	と、その上でちょっと最後、もう1点だけちょっと確認したすま確認したいことがありまして、
1:39:14	それはですねすいません、資料の4月12日の資料の資料2のですね、
1:39:23	例えば4ページであるとかっていうところなんですけども、
1:39:33	すいませんCvのオペフロのところの、
1:39:39	オペフロのところで発生した火災、これをどういうふうに感知するかってところの説明があるところなんですけど、監査、今の関西電力の説明では、発生した火災は、
1:39:52	ドームのところに蓄積して行って、最後、開口部の開口部よりも高い位置に設置する感知器で、火災を感知しますっていうことだったと思います。で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:05	この理屈が成り立つかどうかを確認するにあたって、ちょっとまだ資料で情報が出ていたしきれてないと思っているところがあって、それはですねその具体的にですね、
1:40:17	開口部っていうものが何を指していて、この図面上の例えば6ページの図面とかですね、そういった6ページにある図面とかで、
1:40:26	どこにある、どこの位置にある何を指しているのか。
1:40:30	である。
1:40:31	ていうところを明確にさせていただきたいところの一つと、あともう一つは
1:40:38	開口部より高い位置にある感知器で感知するって言っているその市、期待する感知器は、同じように図面上のどこにある、
1:40:48	どこにどこにどのようにつけている感知器なのか。
1:40:51	ていうところも、併せて図面なり分、所分文字なりでちょっと情報をつけささせていただきたいと思っています。
1:41:01	この点について関西電力のご理解いただけますでしょうか。
1:41:08	関西電力熊倉です。
1:41:10	ご指摘の点ですけれども、開口部の、
1:41:15	開口部自体ですとか位置関係について、補足説明資料、
1:41:20	に記載を充実するというのと、期待をしている感知器について、具体的にどれかというのをお示しするというこの2点について、承知しました。
1:41:31	その上で、
1:41:33	1点
1:41:35	開口部のですね位置関係等をちょっと示したものがございまして、それをちょっと画面共有でお示しさせていただいてもよろしいですか。はい。規制庁の山名です。お願いします。
1:41:49	はい。少々お待ちください。
1:42:12	規制庁の今田です。今画面共有していただこうとしている資料は提出済みの資料でしょうか。
1:42:20	関西電力熊倉です。資料について、申し訳ございませんまだ提出していないものでして、ちょっとこちらで今まとめている最中のものがございます。
1:42:31	承知しました。それであれば今日、示していただく必要はないので、まとめられたら資料の提出をお願いします。
1:42:43	はい。関西電力熊倉です。資料の方まとめて提出するということで承知しました。ちょっとここで補足だけさせていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:53	原子炉格納容器の中の開口部なんですけれども、非常用のエアロックと常用のエアロック、それに加えて、機器ハッチ、
1:43:04	機器搬入口ですね、この三つを考えておまして、
1:43:08	安全停止が求められる期間っていうのは、機器ハッチについては設置されておまして、エアロックにつきましても基本的には閉止されておまして、人が通る。
1:43:20	ことはございますけれども、家が外側どちらか閉まっていると、基本的には閉止されていて、格納容器内で
1:43:28	火災による熱及び煙ってのは閉じ込められるものだと、そういうふうには考えてございます。その考え方につきましても補足説明資料に追加させていただく形で、資料提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。
1:43:46	はい。規制庁の今野です。承知しました。それでは補足説明資料の準備ができたなら提出の方、よろしくお願いいたします。
1:43:55	規制庁西内ですけど 1 個だけ
1:43:58	衛藤さっきから図面上で開口部の位置とかそういうのを示してくださいねって言いましたけど、およそ今の話だったら大体理解できるのでいいんですけど、図面上だと、なかなかその高さ方向の感覚とか、
1:44:11	感知器の配置とか、要は感知器の何か具体的な配置が何か高さ方向の情報がなかなかイメージしづらい部分もあるので、図面上で表記するのであればその
1:44:21	各エレベーションなり設置高さなりの図面が必要ですし、そもそも例えばポンチ絵みたいなもので説明いただくでもいいですし、ちょっと高さ方向のイメージがわかるようになっていうところをちょっとお願いをしたいと思います。
1:44:33	もう一つはこれは事務的な話ですけど、画面共有する資料は、基本このヒアリングでのヒアリ使用した資料になるっていうことは後念頭に置いていただいて、
1:44:46	何を使用して説明するかっていうところはちょっと意識をした上で説明を今後していただくようにしていただければと思いますよろしくお願いいたします。
1:44:55	関西電力熊倉です。1 点目の高さ方向の情報につきましては、エレベーションなりで、しっかりと示しできるように、
1:45:05	整理するようにいたします。2 点目の資料の共有のところですけども、大変失礼しました今後

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:14	留意して、審査、説明の方させていただきたいと思います。
1:45:22	はい。規制庁の今野です。よろしくお願いいたします。
1:45:26	それでは本、本日、こちらから確認したい事項は以上になります。
1:45:32	それで、全体通して関西電力から何かありますでしょうか。何もなければスケジュールの方に移りたいと思います。
1:45:43	関西電力から現職事業本部、牛島でございます。ありがとうございます。今やりとりさせていただいてました件、
1:45:51	これはもうちょっと私の方から控えますけれども、グルーピング等含めましてですね、頭の再整理ということが求められたと認識してございます。そのグルーピングに基づいて、基本設計方針を変えていくということで、あとはですねこちらの中で、
1:46:09	説明書、当期業績方針の書き分けというところをちょっと意識してですね、変えていく必要があるのかなというところがちょっと考えどころかなと、理解してございます。といいますのは、グルーピングしたというところはですねエリアとかいうものをあまりヘッダーにとらわれずに、
1:46:26	消防法施行規則の要求事項の通りに、設置できないところのこういった箇所についてはこういう7日時期の設置になるんだというところを基本設計方針で示すんだとそのように承りました。
1:46:41	その上で、ただ、具体的なそれぞれの各論のエリアでこういった設置になるという、そういったことは説明の市長の方で書かないといけないとされていて、それはやっぱり今の説明書である程度具体的に書いてるところになっていると思います。ちょっと今、あえて申し上げたのは、
1:47:00	保安水準を確保できる理由ですね。ここの範囲できちんとオカ、感知ができる、他の感知器でもって、感知ができるから、大丈夫なんだと、保安水準確保できると思ってますと。
1:47:14	いう結び言葉のところがですね、一般化したものが基本セキを仕掛けると思うんですが、ここのエリアごとにですね、このエリアの場合ここでちゃんと保安水準が確保できますという説明は、説明書であったり、或いは補足説明資料、
1:47:32	というところで説明せざるをえないのかなと、そのようなことをちょっと考えている次第でございます。すいません、ちょっと争点が気になりましたので、補足で申し上げました。いずれにしましてもこちらで検討いたします。以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:51	規制庁西内です。まず検討いただくことはいいんですけど、今説明の中でも何かこういう基本設計方針にすればいいと承りましたみたいな発言もありましたけど、
1:48:02	まずもって今日基本設計方針でどう起こせばいい、添付資料でどう起こせば、どう書けばいいでここは補足で書けばいいとかっていうことを話したつもりは毛頭なくてですね、まずこの表を完成させることを念頭に置いて話をしたつもりでした。
1:48:15	なので、最終的にこの表を基本設計方針等を起こすかは、改めてうちとしても確認をしたいと思っているので、それは次回、次回以降なのか次回以降なのかわからないですけど、その場で関西電力としてもしっかり資料に起こしてもらって、
1:48:28	その上での確認を進めていければいいかなと思います。少なくとも今日基本設計方針の起こし方についてこちらから何か言ったつもりではない。
1:48:36	ということはちょっとご念頭に置いていただきたいなと思いますよろしくお願いします。
1:48:42	関西電力原子力事業本部牛島でございます。大変失礼をいたしました。今までのエリアというところに着目した書き方で、私ども天馬、こだわってではないですが展開していたところもありましたので、
1:48:55	ちょっと今回のセイリガクに沿ってですね、どのように展開しようかというものを考えていたものですから、実はそのようなちょっと発言をさせいたしましたけれども、それ今西家様が言われましたように、生理学として、
1:49:08	きちんと項目を消防法施行規則にのっとって整理をするということが主眼と理解しましたので、その通り、承りました。理解です。以上です。
1:49:22	はい。よろしくお願いします。結局この表は、冒頭で多分セキの方からもこの表を作る時に趣旨としてゆくゆくこれが基本設計方針とかテンプとかに落ちていくんだよ。
1:49:32	ていような位置付けとして、今これをやっているっていうことをお伝えしていると思いますので、そういう意味ではそういうことを念頭に置いて作業いただくことを否定しているようなものではないけども、ただ今日にこと今日においては、
1:49:43	少なくともそこにまで言及した話をしていたわけではない。この表の整理ということに中止、
1:49:49	中止していたものをご理解をいただければと思います。また次回以降で基本設計方針とか添付図の書き方についてはまた、考えについては説

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	明をお持ちしてますというかこちらの確認を進めていきますので引き続きお願いしますというところでございます。板井の今野に戻し、
1:50:08	はい、規制庁の今野です。それではスケジュールの関係に移りたいと思います。
1:50:15	すいません。まず、この子。
1:50:18	大脳資料ですね、提出の目安があれば、関西電力の方から説明をお願いします。
1:51:53	関西電力遊佐でございます。資料の修正としては整理表であるとか、その他補足説明資料、いろいろあると思うんですけども、
1:52:03	本日のコメントを踏まえて整理表については、朝、金曜日ですね、に提出させていただきます。その他の資料についてはちょっと作業の関係もあるんで、
1:52:17	別途東京支社通じて連絡させていただきます。
1:52:25	はい、規制庁の伊ワノやつ想定しました。最後に、
1:52:30	ちょっとお待ちください
1:52:32	すいません関調査官お願いします。
1:52:35	はい。規制庁の関です。今日話させていただいたのは、どちらにせよ整理の仕方はなし
1:52:48	に尽きていると思ってますんで、
1:52:51	その清梨衣でやった時に今までこうご説明いただいたことがちゃんと乗っかるのかなっていうのを確認したいというのが私たちの趣旨ですので、
1:53:01	私たち念頭として今まで、ご説明いただいたことを全員規定するとかっていうことではないということはずご理解をいただいて、あくまでも、最後、許認可行為に行くためにはやはり正しい法令の、に基づいて整理をしていかないと、
1:53:18	抜けができてしまったりだとか、で出てしまうのでそれがないようにちょっと最後こういうちょっと苦しいですけども、
1:53:27	こういう処理をさせて、話をさせていただいてるところでご理解ください。それから牛島さんの話もあった通り、当然最後、
1:53:37	基本設計方針どう考えるのかっていうのは当然関西電力として考えるのは当然のことだと思って私は聞いてましたけれども、とは言っても
1:53:47	最後だからこそこはちょっと地道に最後整理をしていかないと、
1:53:53	ちょっと見込みまた基本設計方針に走ってしまうとですね。
1:53:58	手戻り感が出てしまうので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:02	私たちとしてはちょっと今回は不話としては触れないで、
1:54:08	手前のところへ綺麗にしようというところで話をさしていただいたということでちょっとご理解をいただければと思います。私から以上になりますよろしくをお願いします。
1:54:25	はい。規制庁の今野です。それではそうですね。こちらから準備したものは以上になります関西電力からスケジュールについて、
1:54:36	何も無い、何かあればお願いします何もなければこれでヒアリングを終わりたいと思います。
1:54:43	関西電力現職事業本部嶋でございます。先ほど関様を含め、ありがとうございました。ちょっとこちら側の拙速なやや回答申し上げたところもありまして失礼いたしました。
1:54:56	いずれにしても、今回受けてたコメントを踏まえまして、整理表をしっかりと仕上げたものを15日にお出しするということでですね、双方の認識の合ってることの確認、これを優先するという事で理解でございます。よろしくをお願いします。
1:55:16	規制庁のセキですちょっと最後に忘れちゃったけどその上で、
1:55:21	格納容器内のところを優先したいということであればそこは要望に応じますので、それを含めて日取りセットしてご提出ください。私から以上になります。これについても返答求めません。
1:55:38	はい。規制庁の今田です。それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:55:46	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。